

感染症について(その2)

1. 新興感染症発生・まん延時における医療及びその備えに対する評価について
2. 新興感染症以外の感染症に対する医療の評価について
3. 薬剤耐性対策に対する評価について
4. 課題・論点
5. 参考資料

感染症発生・まん延時における自宅療養患者等に対応する薬局について

- 改正感染症法により、都道府県知事は各医療機関等の機能や役割に応じた協定を締結し、新興感染症発生・まん延時に発熱外来や自宅療養者に対する医療等を担う医療機関等をあらかじめ適切に確保することとされている。
- 協定を締結した薬局は、第二種協定指定医療機関として、関係機関や事業所間で連携しながら、自宅・宿泊療養者、高齢者施設での療養者等への医薬品対応等を行う。

第二種協定指定医療機関（薬局）の指定要件	具体的な内容
● 当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること	・ 関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、<u>感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行う</u> ⇒ 令和5年度の予算事業で、感染対策に必要な知識・技能を習得させる薬局薬剤師向けの研修プログラムの作成等を実施中。薬局における感染対策に関する研修として当該プログラムを活用することを想定。
● 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制が整っていると認められること	・ 患者の求めに応じて<u>オンライン服薬指導の実施が可能</u> ・ <u>薬剤の配送等の対応を行っている</u> ・ <u>夜間・休日、時間外の対応（輪番制対応含む）を行っている</u> ・ 健康観察の対応（特に高齢者施設等への対応）が可能 ※ 医療用マスク等の個人防護服（PPE）等の備蓄は任意事項

1. 新興感染症発生・まん延時における医療及びその備えに対する評価について
2. 新興感染症以外の感染症に対する医療の評価について
3. 薬剤耐性対策に対する評価について
4. 課題・論点
5. 参考資料

感染症に対する医療についての課題①

(新興感染症発生・まん延時における医療及びその備えに対する評価について)

- ・ 感染対策向上加算の要件のうち新興感染症への対応については、新型コロナ対応では、加算1で重点医療機関、加算2で協力医療機関、加算3で診療・検査医療機関であることを求めているところ。また、DPC/PDPSの地域医療係数において、新型コロナに係る病床確保を評価している。
- ・ 第8次医療計画の策定に向けて、新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築に係る指針において求める医療機能のうち、病床確保の機能については新型コロナ対応における重点医療機関及び協力医療機関の要件を、発熱外来の機能については新型コロナ対応における診療・検査医療機関の要件を参考として整備することとされている。
- ・ 薬局における新興感染症への対応については、令和4年度改定で導入された連携強化加算で評価されており、新型コロナウイルス感染症治療薬や抗原検査キットへの対応がなされているところ、改正感染症法において薬局も協定締結対象となったことを踏まえ、新興感染症等の発生時における自宅・宿泊療養者等への医薬品対応等の機能を整備していく必要がある。
- ・ 歯科外来診療における院内感染防止対策を推進し、新興感染症にも適切に対応できる体制を確保する観点から、歯科初診料における歯科医師及び職員を対象とした研修等に係る要件を見直すとともに、基本診療料の評価を見直したところ。

(新興感染症以外の感染症に対する医療の評価について)

- ・ 感染管理に関するガイドラインにおいては、空気感染、飛沫感染、接触感染を主な感染経路とする感染症の患者については、標準予防策に加えて追加的な対策を講じることとされている。
- ・ 新型コロナ対応においては、入院するコロナ患者に対する感染対策や個室管理、発熱外来における適切な感染対策を行った上での対応について特例的な評価を行っているが、特例以外の診療報酬においては、一類感染症及び二類感染症の患者への対応を除き、標準予防策を超えた個別の感染症患者への対応は評価されていない。
- ・ 外来医療については、外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関で発熱患者を受け入れている割合が高く、受入人数が多かった。一方で、発熱患者の多くはかかりつけ患者以外の患者も受け入れることを公表している医療機関で診療を受けているものの、外来感染対策向上加算の要件には、かかりつけ患者以外の患者を受け入れることは含まれていない。
- ・ 高齢者施設においても、平時からの感染症対応力の向上が求められ、専門的な医療機関等における研修への参加や当該医療機関等から実地指導を受けることが推奨されているが、感染対策向上加算1の施設基準においては、感染制御チームの職員が高齢者施設に派遣される場合は専従時間を含めてよい場合の対象となっていない。
- ・ 歯科において新型コロナウイルス感染症の患者に対して、新型コロナウイルス感染症流行に伴う歯科診療に関する診療報酬上の臨時的な特例が設けられている。このような状況において、感染症患者に対して歯科治療の延期が困難であって、必要な感染予防対策を講じた上で歯科治療を実施した場合の評価が、恒常的な診療報酬では評価されていない。
- ・ 自宅等で療養する新型コロナウイルス感染症の患者に対して、医師の指示により保険薬局から薬剤師が必要な服薬指導と薬剤の交付のために緊急に訪問した場合の評価が臨時的な特例として設けられている一方、このような状況において緊急に訪問する必要がある場合の評価が、恒常的な調剤報酬では規定されていない。

感染症に対する医療についての論点

【論点】

(新興感染症発生・まん延時における医療及びその備えに対する評価について)

- 現状の感染対策向上加算における要件及び第8次医療計画の策定に向けた指針の内容を踏まえ、協定の締結を含め医療機関における新興感染症発生・まん延時における医療への備えに対する評価についてどのように考えるか。
- 薬局における新興感染症への対応について、現状の連携強化加算や改正感染症法の第二種協定指定医療機関の指定要件を踏まえ、新興感染症発生・まん延時への備えに対する評価についてどのように考えるか。

(新興感染症以外の感染症に対する医療の評価について)

- 感染症の入院患者に対する標準予防策に追加して行う適切な感染対策及び必要な個室管理に対する評価の在り方並びに評価の対象とすべき疾患についてどのように考えるか。
- 外来医療においても、標準予防策に追加して感染対策を実施する必要がある場合があることや、外来感染対策向上加算において組織的な感染対策が評価されていること、発熱患者の多くはかかりつけ患者以外の患者も受け入れることを公表している医療機関で診療を受けていることを踏まえ、外来における発熱患者等の受入に係る適切な感染対策の実施に対する評価についてどのように考えるか。
- 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、移行期間が終了する令和6年度以降には通常の医療提供体制となることを踏まえ、通常のゾーニングや個室管理、PPEの使用等の感染対策以外の新型コロナの特例についてどのように考えるか。
- 地域における平時からの感染対応力の強化の観点から、組織的な感染対策を講じている医療機関においては、研修への参加や実地指導について高齢者施設から求めのあった場合には対応することが望ましいことを踏まえ、感染対策向上加算の施設基準の在り方についてどのように考えるか。
- 歯科において新型コロナウイルス感染症の拡大時の臨時的な取扱いにおける実施状況等を踏まえ、感染症患者の歯科治療に対する評価についてどのように考えるか。
- 自宅等で療養する新型コロナウイルス感染症の患者に対する服薬指導・薬剤交付のための緊急訪問に係る臨時的な特例を踏まえ、薬局における自宅・宿泊療養者等への医薬品対応等への評価についてどのように考えるか。

(薬剤耐性対策に対する評価について)

- 抗菌薬の適正使用を推進する観点から、抗菌薬の使用状況をモニタリングするサーベイランスへの参加に加えて、抗菌薬使用の実績に基づいて評価を行うことについてどのように考えるか。また、その際の評価基準について、現状を踏まえ、国際的な基準を達成している場合のみならず、医療機関の中で相対的に高い実績を持つ場合についても評価の対象とすることについてどのように考えるか。
- 小児に対する抗菌薬の適正使用の推進の観点から、小児抗菌薬適正使用支援加算における対象疾患についてどのように考えるか。